



## ◇プレミアム商品券使用期間終了のお知らせとお礼

昨年販売のプレミアム商品券（紙版・電子版）は1月31日をもって使用期間が終了しました。加盟店の皆様、各金融機関様のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

養老 Pay につきましては、養老町役場が展開する「BACK TO THE YORO」等のキャンペーンで新たに「地域商品券電子版」として付与が開始されています。引き続きお取り扱い頂きますようお願いいたします。

## ◇「養老 Pay カード」についてのお知らせ

「スマホアプリ養老 Pay」のご利用ができない方への対応として、今年3月より「養老 Pay カード」の取扱いが始まります。それに伴い、養老町役場より2点連絡事項がございますのでお知らせします。

### 1. 「養老 Pay カード」の開始日変更について

3月1日開始予定でしたが、3月10日開始に変更となります。開始日変更に伴い、店舗管理画面での確認は3月9日からとなります。

### 2. 「養老 Pay カード」発送日について

今回、養老町が昨年より実施した3種類のキャンペーン事業として、電子商品券がチャージされた「養老 Pay カード」が、近々養老町役場より発送されます。第1回目発送分は、3月9日の予定です。

## ◇スマホアプリ養老 Pay についてのお知らせ

「スマホアプリ養老 Pay」で地域商品券電子版の購入がしたいというご要望を踏まえまして、「スマホアプリ養老 Pay」での地域商品券電子版購入が可能となります。

購入開始日：3月10日から

購入方法：クレジットカードまたはコンビニ払い、ペイジーとなります。

※ただし、養老 Pay カードへのチャージはできませんので、ご注意ください。



## ◇雇用保険料率変更のご案内

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

| 負担者          | 1. 労働者負担    | 2. 事業主負担       | 1+2 雇用保険料率     |
|--------------|-------------|----------------|----------------|
| 事業の種類        |             |                |                |
| 一般の事業        | 6<br>/1,000 | 9.5<br>/1,000  | 15.5<br>/1,000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 7<br>/1,000 | 10.5<br>/1,000 | 17.5<br>/1,000 |
| 建設の事業        | 7<br>/1,000 | 11.5<br>/1,000 | 18.5<br>/1,000 |

・失業給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 6/1,000 に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 7/1,000 に変更になります）。

・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3.5/1,000 です（建設の事業は 4.5/1,000 です）。

## ◇商工会での確定申告は3月15日まで

ただ今商工会では、個人事業主の決算・確定申告の個別指導を行っています。今年も去年に続き、混雑緩和と感染症対策のため、**完全予約制とさせていただきますので、必ず事前予約を行ってください。**また、税理士による個別相談を下記の日程で行いますので、この機会をご利用ください。

### ・税理士による個別指導日

3月3日（金）、6日（月）、8日（水）、  
10日（金）、14日（火）、15日（水）  
時間：13:00～16:00

※商工会職員による個別相談日：2月1日～3月15日の土・日・祝日除く 9:00～16:00

※3月15日は電子申告送信日ですので申告相談は3月14日までにお済ませください。

### 【必要書類等】

- ・マイナンバー 「通知カード」または「マイナンバーカード」
- ・税務署から届いた「確定申告のお知らせ」ハガキ
- ・帳簿
- ・預金通帳、当座預金の照合表等預金残高の確認できるもの
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・国民年金、国民健康保険料の支払い金額(国民年金は、日本年金機構より送付された証明書が必要)
- ・医療費控除等各種控除を受ける場合は、医療費控除の明細書に記載してください。
- ・税務署または商工会から送られた「決算書、申告書」用紙
- ・前年度、電子申告をした方は「利用者識別番号」の記録用紙(商工会で電子申告した方は不要)
- ・配偶者控除を受ける方は、配偶者の確定申告書や源泉徴収票など、所得額が分かる書類

### ◇インボイス制度支援措置

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

【対象者】免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方)

【対象期間】令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

### ◇インボイス制度事務負担の軽減措置

【少額取引はインボイス不要】

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。

【対象者】2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人事業者は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方

【対象となる期間】令和5年10月1日～令和11年9月30日

※インボイスの登録申請は4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です。

【インボイスコールセンター】

TEL：0120-205-553

### ◇商工会 福祉共済のご案内

- ①商工会会員の皆さまだけが加入できる特別な制度です。
  - ②商工会組織全体の自家共済であることが最大の特徴です！
  - ③掛金・共済金は、年齢・性別・職種に関係なく一律！(シニアプラン、ライトプランは保証金額が異なります。)
  - ④国内外24時間保障(仕事からプライベートまで)！
  - ⑤最高2億円の個人賠償責任保険に熱中症の補償がプラスされ、さらにパワーアップ！しかも、掛金はそのまま。
  - ⑥スピーディーな共済金支払い。
  - ⑦すべての手続きが商工会で出来るので、便利で安心です。
- ※加入希望の方は、お気軽に商工会まで。

### ◇商工会の実施した主な事業等

- 2.1～確定申告相談(商工会館)
  - 2.6, 8, 13, 17, 22, 27 税理士相談会(商工会館)
- ### ◇参加した主な会議等
- 2.2 養老町指導監査(商工会館)
  - 2.4 笠郷支部 研修旅行(伊勢・鳥羽)
  - 2.8 西濃ブロック商工会協議会 講演会  
(大垣ファーストホテル)
  - 2.10 外国人技能実習生受入検討委員会  
(商工会館)
  - 2.13 養老Payカード説明会(高田公民館)

### ◇今後の予定

- 3.6, 7 定期監査(外国人受入事業所)
- 3.10 外部監査(外国人書類監査)
- 3.24 笠郷支部 役員会(笠郷自治会館)
- 3.27 理事会(商工会館)

発行：養老町商工会

TEL:32-0549 FAX:32-2862

E-mail: [yourou@ml.gifushoko.or.jp](mailto:yourou@ml.gifushoko.or.jp)

URL: <http://yoroshokokai.net/>